

# 作品応募に当たっての注意事項①

## 募集要領・選考要領の変更について

日本の薬物乱用防止啓発活動においては、これまで乱用の恐ろしさを中心に伝える予防教育に重点をおいたものが多く、その結果、日本の違法薬物の生涯経験率は諸外国と比べて低いものとなっています。

一方、現在は、乱用の恐ろしさだけを伝えることが依存症患者の方等に対する偏見や差別意識を生み、依存症者の回復と社会復帰を妨げる可能性がある等の意見も増えているところです。

また、昨今、報道等で話題となっている市販薬等のオーバードーズなども薬物乱用とみなし得ることから、児童生徒の方々の年代においても、実際に薬物乱用をしてしまった方がいる可能性も危惧されるところです。

そのような背景を鑑み、本コンクールにおいても、薬物を乱用してしまった方等を配慮する観点から、令和6年度、令和7年度において、募集要領及び選考要領の改正をおこないました。

各学校御担当者様におかれましては、本コンクールにご応募いただく際は、「令和7年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領」を熟読の上、応募者（児童生徒）、応募者の保護者その他関係者に対し、御周知いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。また、各関係機関におかれましても、各学校等への御周知をお願いいたします。

なお、下記のとおり、募集課題に適合しない作品は選考の対象外となります。

### 記

## 募集課題について

（令和7年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領から抜粋）

- ・喫煙防止、飲酒防止の啓発に関するものを除く
- ・極端な表現や不適切な表現を使用しないこと  
（例）「死」「殺」などの表現
- ・医薬品に対する誤解や偏見を招く言葉は使用しないこと  
（例）「くすり」「薬」「DRUG」という言葉は、医薬品を指すこともあり、治療のために使用している方もおられるので、表現する際は留意してください。
- ・特定の医薬品が類推される表現がないこと
- ・薬物依存者に対する差別や偏見につながる表現でないこと（人権等にも配慮した表現とすること）

## 作品応募に当たっての注意事項②

### 応募作品基準について

令和3年度本コンクールにて優秀賞を受賞した作品1点について、他県における過去の薬物乱用防止啓発ポスターコンクール受賞作品の模写と認定し、賞の取り消し及び賞状の返還を行った事例がありました。

既存のキャラクターや他団体のコンクール作品等を盗作、模写したとみられる作品、その他「令和7年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領」に適合しない作品は、選考の対象外となります（下記参照）。

各学校担当者におかれましては、同様事案再発防止のため、応募者（児童生徒）、応募者の保護者その他関係者に対し、御周知をお願いいたします。

また、各関係機関におかれましても、同様事案再発防止のため、各学校等への御周知をお願いいたします。

#### 記

### 応募作品基準

（令和7年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領から抜粋）

応募作品は、未発表の創作作品に限ります。

また、合作（2人以上で描いた作品）は認められません。

※未発表とは過去に公募展（審査のあるもの）に応募陳列されたことがないものをいいます。

※盗作、模写、自作でない作品、あるいは発表済みの作品とみなされた場合は入賞・入選を取り消します。

※著作権、肖像権等の問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は出品者の責任において処理してください。